

# 近代所有権と従属労働

## (その三) 所有権の歴史性

### C 古代奴隷所有制

(労働法意識序説第九部)

宇 田 咄 郎

(教育学部・法律学研究室)

## Modern Property and Dependent Labour

### III. On the Historical Character of Property

#### C Ancient Slave-holding System

(Consciousness of the Real Nature of Labour Law. Part 9.)

by Ziro UDA

(Juristical Seminar, Education Faculty, Kochi University)

生産技術の進歩は、生産における、労働対象（自然）に対する労働手段の相対的重要性を増大せしめたが、このことは同時に共有財産に対する私有財産の対抗の端緒でもあった。（他面またこのことは、労働手段の所有者が男子でありたるため、前稿の示す様に、男女間の分業が女子の生産活動従って労働手段よりの隔離の方向を指して発展したることとの結合により、母権制より父権制確立への曙光でもあった。）各般の所有分化の過程——氏族共産体の胎内における私有財産制の発芽は、氏族関係の变革を促進し、母権の顛覆に代替する父権の確立を招来し、父権の確立は氏族に対抗する家族の生長、その前景への押出しを惹起するに到り、これがいよいよ家族＝個人の富の蓄積を有利ならしめ、以て貧富の差を増大せしめたるは必然である。就中、奴隷制度の影響は甚大であって、奴隷を大量所有する氏族的貴族と一般民との貧富の差は加速度的に拡大し、氏族的貴族は消滅して富める階級に転化したことは注目せらるべく、一般自由民は貴族の奴隷労働によりて終に生産の圏外に駆逐され、没落する階級へと分化した<sup>(1)</sup>。新らしき対立は従来の対立（氏族員対奴隷、氏族的貴族対一般民）と結合し、以て単なる身分的差異に、新らしくここに、貧富の差による階級的対立がとりて代わる。社会の既存の平衡は明らかに攪乱されるに至る。直接生産者の労働が社会的統制に服しうる限り、自治的共同団体＝氏族の破壊は実現せざるも、然るに、奴隷の私有はかかる氏族による統制を不可能ならしめ——生産管理権は個人的手中に転移する——共同体はかくてここに破壊される<sup>(2)</sup>。新らしき公的権力の発生——即ち国家の誕生を見る。

要せば、私有財産制の成立、奴隷制度の発達等、かてて加えて生産力の発展のため、今や氏族制経済それ自身が障害となり、遂には自ら崩壊せざるをえざる多くの要素を自己の中に醸成しつつありたることは、前稿がふれたところである。奴隷制度は既にみたる如く、氏族共同体の内部にウクラードとして発生し、終には共同体の殻を打破りて、自らを新らしき社会経済構成——新らしき生産形態と新らしき生産関係＝搾取に基づく生産関係——に転化せしめたのである<sup>(3)</sup>。原始社会の廃墟の上に発生したる・この新らしき経済的構成——奴隷制はまことに歴史上最初の階級的社会であり<sup>(4)</sup>、しかも古代国家は洋の東西を問わず、すべてこれを「現実的基礎」とするものであった。奴隷の大量の存在こそ、古代社会の普遍的制度として、その最大の特異点を形成するものであり、中世社会との一つの顕著なる差異を示すものである<sup>(5)</sup>。

奴隸制経済体制は独立の経済的構成として古代ギリシャ及びローマ（約二千年前）において典型的に発展した。これらの国家における大規模奴隸所有に基づく生産機構につき詳述することは我々の目的に属せぬが、その経済的基礎、中核——支配的なる生産形態につき、一言にしていえば、明白にそれは農業と奴隸労働である。即ちそれは、結論的にいえば、直接生産者＝労働する人間が物的生産手段とともに、それ自身生産手段として、土地所有者＝労働せざる人間の所有物となりおること及び自然経済＝農業生産をば支配的なる生産の方法とすることを特徴とする。奴隸労働は古代国家の農業がよりにてその上に立つところの基礎であり、この奴隸制農業はまた他のあらゆる種類の産業を条件づけるものである<sup>(6)</sup>。奴隸所有者の生産は農業を主とし、しかも物質の生産は主として奴隸労働によりたるため<sup>(7)</sup>、戦争等による奴隸の増加とともに、奴隸の生産力による異常なる経済の発達と征服による世界的市場の開拓とによりて、最盛時におけるローマの経済状態は、ウェーバー Max Weber をして、近代資本主義時代との対照において、いわゆる「古代資本主義時代」を成立せしめた、といわしめる<sup>(8)</sup>程に特徴づけられる性格を有した。ローマの経済的基盤たる奴隸制生産の下においては、この様に生産的労働をなすものはすべて主として奴隸であり、而して自由民は商業に従事し、自己の隷下におく奴隸の増大は彼の富の増大と政治権力及び軍隊の掌握をば比例的に可能ならしめたが、このことは、当時の社会的政治的形態が二つの階級的分裂——自由民と奴隸——を基盤とすることを端的に表明するものであろう。奴隸所有の形態は、前稿において述べたる如く、家父長的家族の労働の補完手段より今や生産における決定的要素にまで発展し——家計補助より領主的富の基本的労働力となる——、奴隸所有者＝自由人は最早労働を軽蔑する完全なる寄食者となる<sup>(9)</sup>。古代奴隸制国家の基本的姿勢はここに示現すべく、このことが先ず認識されねばならぬ。かくて古代においては、ほかならず、この奴隸制が Ausbeutung の基本的形式をなし、社会的階級は奴隸所有者と奴隸なる基本的分裂を示す<sup>(10)</sup>。而してこの点の理解のためには、また、当時の技術水準の低位の下においては、労働過程における労働力の直接的役割の比重が技術のそれに比し著しく大なるを以て、それ故に後述する如く、直接に他人の所有の対象となり、その再生産が不可能になるまでに労働強制をうけるに至りたる事情を考慮に容れることも要請されるであろう。別言すれば、奴隸が一箇の純然たる生産手段として認められるに至りたるは、生産手段としてよりもむしろ労働補完者として認められいたる奴隸労働が発展したる結果として、奴隸所有者が完全に生産労働より分離したる後のことである<sup>(11)</sup>。因みにいうなれば、奴隸所有者の生産は原始共産社会に比し、規模の大なる点においては数等優越するとはいい難、そこにおいては、後に分析する様に、生産の手段としての奴隸の拡大再生産という方式においてはならずして、只管奴隸〔＝人間労働力〕の限りなき収奪による富の集積の強行がなされたことが奴隸所有制生産関係の基礎的条件なのである（従ってそれ故に、結論より先にしていえば、奴隸所有制経済の発展自体の中に必然発生的に本質的限界の存することは容易に理解されるところであらう）。要するに、古代社会の歴史的規定性はこの「奴隸所有」なる範疇に全く依存するものであり、そこにおける生産手段と労働力の結合様式は、この奴隸所有の規定を通じて封建制社会乃至資本主義におけるのと基本的に異なるのである。然らば奴隸労働の歴史的社会的存在性格——生産手段と奴隸労働力の結合様式——は如何に規定されるか、以下直ちにこの問題に入るであろう。

(1) 「商業と工業の発達につれて、少数の手中への富の集積と集中がおこり、自由市民大衆の貧困化がはじまった。市民大衆はいまや、己れの手工労働によって奴隸労働と競争するか——これは恥づべきことであり、下賤なこととされ、またあまり効果もなかった——さうでなければルンペンになるか、どちらかしか道がなかった。彼等は当時の状況の下では必然的に後者をえらんだ。」（エンゲルス、「家族、私有財産、国家の起源」第5章、水野不二夫氏訳、144頁、用語は訳文通り）。

(2) 奴隸は先づ最初種族的奴隸として現われた（即ち、一個人または一家族の私有にあらざして一種族

の共有)が、他の方面より発達したる私有財産制と結合して個人的所有に変化したのである。共有奴隷より私有奴隷への変化については、ハインドマン、「階級斗争の史的発展」、山川菊栄氏訳、66—67頁参照。

(3) 奴隷所有制機構の形成過程の詳細(部分的には前稿末尾にふれた)については、エンゲルス、前掲書、第5、6、9章、前掲訳、132頁以下、原随園氏訳、「アテナイ人の国家」、岩波文庫版、21—22頁、経済学全集第3巻所収、山川均氏、「資本主義以前経済史」、第2章第1節等を参照。ここにはただ左のことを附言する。戦争による捕虜の奴隷化と並びて内部的なる所有の不平等の進展に伴い、従来の氏族員、マルク員、種族員という区別は、一つの奴隷所有者社会の中に包括され、終には一括的に領主の臣下若しくはその奴隷となる。

(4) ここに階級的というのは、断るまでもなく、必ずしも厳密なる意味において用いたるにあらず、古代社会の階層的な社会構造に着目して、広義における階級を指称したるにすぎない。近代社会の階層的な狭義における階級と区別するならば、古代社会は中世封建社会と同様、身分社会として規定しえよう。身分社会においては、身分によりて「法」そのものが異なるが故に、法の前の平等は固よりあることなく、身分間の不平等は大であるとともに、その区別は極めて明確であって、古代奴隷社会がき様なる身分社会なることは后述〔二〕するところにより明らかである。尚、身分関係における古代と中世との相違につき、ウェーバー Max Weber の叙述するところは、ウェーバー、「一般社会経済史要論」、第4章第7節B五、黒正巖、青山秀夫氏訳、下巻、202—203頁参照。

(5) このことより古代における労働の大部分が奴隷のみに依存したとみるのは誤りというべく、本文に続いて述べる如く、生産的労働が主として奴隷によりたるものである。尚また、奴隷の存在は古代社会に特有なるものにあらず、未開社会にも既にみられたることは前稿にふれたる通りであり、また近代社会の奴隷としては、アメリカ合衆国が顕著なる例をなすのである。

(6) 「有らゆる社会形態においては特定の生産形態があって、それがすべての生産形態に優越し従って其の關係が爾余のすべての關係にそれぞれの地位と勢力とを割当てている。それが普通の光であって、自余の凡ての色はその光に浸され、それぞれの特性に従って変色される。それは特種のエーテルであって、そこに出現する有らゆる物の比重を定める。

「……古代及び封建社会においての如くに定着的農耕が優越している所では、工業と、その組織と、工業関係の所有形態さへもが、多かれ少なかれ土地所有的な特質を有ってをり、〔社会〕は全く農業に依存すること古代ローマの如くであるか、若しくは中世に於けるがように、田園の諸組織をば、都市において、都市的關係において、横造している。……」(マルクス、「経済学批判序論」、猪俣津南雄氏訳、社会思想全集第6巻、平凡社版、43—44頁、用語は訳文通り)。

「フェニシヤ人、カルタゴ人の如き商業民族が古き世界において見せた所のその純粋さ(抽象的明確さ)は、正に農業民族自体の優越によって与えられていた。」(前同、45頁)。

(7) 奴隷は課せられる労働の相違に従い、農耕奴隷(familia rustica)と家内奴隷(familia urbana)との区別があり、族内奴隷のうち、出生によりその地位に止められたるものは生来奴隷(native-born slave)であって、奴隷補給の大宗をなしたが、また特に古代においては、負債弁弁に窮したる債務奴隷(Schuldsklave)即ちネクシー nexus nexi が重要な役割を演じた(この点、ウェーバー、前掲書、第4章第7節B四、前掲訳下巻、199—200頁参照)。尚、奴隷労働の種類については、井上智男氏。「ローマ経済史研究」、232—233頁参照。

(8) ウェーバー、前掲書、第4章第7節C、前掲訳下巻、209頁以下参照。ウェーバーはそこにおいて、近代資本主義が市場機会 Marktchance を目標とする合理的資本主義なるに対し、古代のそれはかかる目標をもたざる非合理的資本主義 nichtnationale Kapitalismus と称している。然しウェーバーがいう様に、古代に資本主義の存在を肯定することは、「資本主義」の概念の使用方法によるとしても、我々の解する概念よりすれば否定せざるをえないが、この点は本文〔三〕以降により理解されるが故に、ここにこれ以上立入る考へはないし、またその必要もない。尚、古代資本主義を否定的に批判されるものとして、井上氏、前掲書、第1篇第2章第2節、第3篇第1、8、9節、参照。

(9) エンゲルス、前掲書、第9章、前掲訳、184、202頁参照。

(10) 「社会的、政治的制度の基盤をなす階級的対立は、もはや貴族と平民の対立ではなくして、奴隷と自由民、無権保護者と市民の対立となった。」(エンゲルス、前掲書、第5章、前掲訳、144頁、用語は訳文通り)。尚、同旨のことはローザ・ルクセンブルグ。「経済学入門」、第3章、佐野文夫氏訳、岩波文庫版、212頁参照。

(11) 古代インカ帝国において、二つの共同体が重疊的に存在し、相互に対して搾取及び隷従の關係に立つという特有の構造を見、被征服民が奴隷となることがなかったのは、生産力が未だ奴隷制を許容するまでに発展しおらざるによるものであって、奴隷が純然たる生産手段として採用せらるべきには、本文の示す様に、より高き生産力の発展(自給自足経済より進展したる後)を必要としたのである。インカ帝国の内部組織については、ローザ、前掲書、第3章、前掲訳、201頁以下参照。

## 二

そもそも奴隷とは何か、——奴隷の社会的法的地位は如何、自由人と区別せらるべきものは何か、——先ずこれが最初に明らかにされねばならぬ。端的に言えば、奴隷は物言う道具にすぎない。アリストテレス Aristoteles の表現によれば、「奴隷は生ける道具で、道具は精神なき奴隷である」。ウェーバー M・weber をしていわしむれば、「生産資本として人間 Menschenkapital」、領主＝奴隷所有者の「調達せられねばならぬ材料」である<sup>(1)</sup>。更にチンメルマンは、奴隷を物 Sache と規定し、エヴェリングは、「意志なき隷属者 Willenlose Dienern」と呼び、ローマのカトンのよれば、「おしの動物 dumb beasts」である<sup>(2)</sup>。身ぐるみ奴隷所有者に所有されたる物にしかすぎぬ。彼は金＝利益を生み出すべき一箇の器械であり、奴隷市場において生産財として大量に取引される<sup>(3)</sup>。彼は人間の家畜としては生産要具と区別されるものは全く何ものも存在しなく、その自由なる売買譲渡は家畜と全く同一である。されば、物＝商品としてある奴隷に対して有する奴隷所有者たる主人の権力は少なくとも原理的には無制限なのであって、正に奴隷所有者は奴隷に対して生殺与奪の権を有する。この様に奴隷は先ず、——それ自身「物」と同視される。自由労働が生産の唯一の形態たる近代資本主義社会と異なり、奴隷経済にありては、一箇の人間＝人格者全体が一箇の物として、完全に奴隷所有者の数多の生産手段即ち他人の財産の一部を形成し、他人の被所有物である。

されば、奴隷労働の法律的形式は牛馬の質貸借と全く同一の意味において物の質貸借として取扱われる<sup>(4)</sup>。即ち直接生産者＝労働人間の質貸借なるものが認められたのであって、法律上は質銀をえて他人のために奴隷の労務を供給する契約の目的物は奴隷＝人格そのものであり、その際労務は奴隷てう物の果実なるものと観念される。従って、因みにいうなれば、労働の法律的形式の沿革よりすると、奴隷即ち物としての人間の質貸借こそは人類最古の且つ原始的なる形式といへば、そこにありては労働の人格的価値は全く零であり、労働人格としての人間はその片影も認めえなく、古代法研究の先駆者メイン Sir Henry Maine のいう「労働は身分より契約へ」なる言葉の中の「身分」とは、正しく労働のかかる奴隷的狀態を指すものにほかならぬのである。

次に、——奴隷は労働を強制させられる。奴隷＝直接生産者は自己の労働力を自己の意志によりて処理する権利を有せず、その労働の生産物は自己に属するにあらずして、全く、直接的労働者たらざる奴隷所有者＝他人に帰せられる<sup>(5)</sup>。正に奴隷労働は不払労働である（古代生産に資本主義の存在を問うことは、この点において、むしろ最初から無意義であろう）。換言すれば、奴隷労働にありては直接生産者の自律〔私的所有と労働の自由〕は毛頭ない。更に、奴隷は政治上の権利を有せず、社会的には「賤しき者」とみなされ<sup>(6)</sup>、自由民に比し低劣なる社会的条件の下に生活したることは多言を要しない。

総じていえば、奴隷所有者のみが土地——生産手段の所有権を有し、完全なる法的人格者であって、奴隷は法的に「人」たる地位即ち法的人格を全く否定され、権利の主体〔＝市民〕にあらず、権利の客体（所有権の目的物）であり、独立の意志主体＝「自由」を否定されたる有体物として、直接労働者自身が他の主体に所有される。奴隷社会はかかる奴隷を除きたる自由民〔＝市民〕のみによりて形成され、奴隷は生産界においても消費界においても全く社会外に横たわる外界の物体にほかならない<sup>(7)</sup>。封建社会における農奴が歴史的には一定の人格者として、法的に「物」にあらず、近代社会における労働者もとよりその雇主の財産にあらず、雇主と平等なる法上的人格者としてあり、社会の一成員として他人と対等の取引をなしうる点において社会的法的地位における本質的差異を認めうるわけである。

(1) ウェーバー、前掲書、第2章第2節三、前掲訳、上巻、258—259頁。

(2) 奴隷の性質については、石浜知行氏、「労働の歴史」、34頁参照。

尚、アルベール・トマ氏の名著「労働史講話」は、平易なる中にも極めて鋭く且つ迫力を以て、奴隷の性質乃至は奴隷労働の当時の姿を眼のあたりにほうふつせしむるものがあるとともに、かたや、人間労働の歴史に関する貴重な史実を提供するものとも考へるが故に、敢えてここにその一部を抜萃しておきたい。——マルクス・ボルキウス・カート（俗称老カトン）はローマの国勢調査官であった。カトンは極めて平民的であり、その上に勇猛にして辛辣なる雄弁家である。然し性質は「荒っぽい男」であり、すぐれて実利的であり、情愛を主とせざる利慾に飢えたる実務家にすぎなかった。「無くして済ませるものを買ったのでは、決して安く買ったことにはならない。僅か一文の物であっても、何にもならない物を買ったのでは、結局高い物を買ったことになる」——これが彼の「哲学」であった。彼はこの哲学を彼の所有する奴隷達に適用したのであった。「彼の意見によれば、奴隷は金を生み出すべきものであった、口の利ける道具で、器械であった。スパルタ人みたいに、主義として奴隷に対して、邪慳冷酷であるべきではなかった。が、しかし、——と彼は考えていた——、利得を犠牲にしてまで親切であるべきではなかった。専ら奴隷をして利得を生ぜしめることをのみ念とすべきであった。」

「だから奴隷市場に……に行つた場合、もちろん、老カトンは……嘘のように高い値段で、詩の朗読に巧みな、美しい、ギリシャ人の若者か何かを買つたりするようなことはなかった。彼の見事に選択したのは、……息づかいの健康な、元気な若者達であった。加之、彼は、決して、高買いをしなかった。……しかし彼の好んだ奴隷は、……他日彼の息子に全身を捧ぐべき者達であった。彼自身の妻は、……彼の子に乳を飲ませる時、それらの奴隷達にも亦乳を飲ませてやった。……「彼が、さういうことをしたのは、人情や情愛でしたのでは全然なくて、単に、さうした家族的奴隷達は最も多く利益を齎らすものであると、彼が考えていたからに過ぎなかった、ということをよく注意して頂きたい。……」

「人間であろうと、土地であろうと、いやしくも自分の財産であるものは、それを出来るだけ利用すること、奴隷達に向つて多大の労働を要求し、きっちり必要なだけ彼等の世話をしてやること、——かかる条件で奴隷の群を所有してこそ利益があるのだ、と彼には思われた。……」

更に奴隷の一日の労働については、カトンは、「時間を空費させたり、ブラブラ歩き廻らせたりすることは禁物だ。奴隷達は、絶え間なしに仕事をしていなければいけないのだ。」と考へ、（原文はここで奴隷の従事する労働を極めて実感的に描きながら「『いいかい、さういう風にして、初めて』と、この冷酷にして實際的な地主は言った、『お前は、お前の財産を、よく保管することが出来るのだ。』」逃亡奴隷に対しては「彼は、それらの者を、農場に隣接していた湿っぽい牢に監禁して、それから彼等の足を鎖で撃いだ、そして、その鎖は、夜——一同の眠つた監房内に於ても、昼——葡萄畑または麦畑の中に於ても、二度と彼等の体から離れなかった。……」

「反対に、彼等奴隷が、常に従順で勤勉であつたとしたら、どうだつたか？その時は彼は、彼等に結婚を許した。だが、奴隷は、事実に於ては、依然として、彼に利益を齎すべき、彼の所有物であり、彼の財産であつたので、彼は、これ等の許可の代価を、正価で支払はせた。かういう風にして彼等奴隷が、……少しづつ貯へることの出来た零細な貯金も、やはり、彼等の主人のものになるのだつた。……」

「最後に彼等の全労働によつて貯蓄になり、彼の強制した苛酷な労働が彼等の体力を消耗してしまい、彼等が、老衰して、もはや何の役に立たなくなつて、彼等に食はせる粗末な食物の費用そのものが、彼にとつて何の利益も無いものになると、カトンは、無情にも、錆びた道具を二束三文に売払うように、彼等奴隷を売払つた。」（以上、協調会訳、53—61頁による、傍点は宇田、用語は訳文通り。）

「奴隷は何よりも先ず、所有物であつた」（前同、63頁、傍点は宇田）ことは、上述の傍点の部分に端的に物語り。「誰も自己の所有物を破壊し、その価値を減ずることを利益とは考へなかつた。」こと、「所有物が利益を齎し得る間丈けは、所有主は、残忍な態度を執らなかつた。」（前同、64頁）という点は、正に奴隷が家畜と全く同一の存在なることを立証するものであり、奴隷は家畜が飼料—生命を保証されるのと全く同様に、その生存—飼料を保証されたのである。（このことは農奴の搾取形態との対比につき重要な意味を有する。）

(3) 「人が交換をはじめていくらもたたぬうちに、もう人間自身が交換されるに至つた。能動形は受動形となつた——人間が欲すると否とに拘らず。」（エンゲルス、前掲書、第9章、前掲訳、216頁、用語は訳文通り）

(4) 奴隷労働の形式はギリシャにおいては、尚当時の自由人相互間の労働関係にも借用し、後代のローマにみたる如き労働契約の形式によることを知らず、債奴の形式を採用したし、またローマにおいても、後に自由人が賃銀をえて自己の労働の供給を約することが認められるという、自由人間の労働につき初めて契約形式を採用するに至りても（ローマ法の雇傭）、法律上は依然それらは奴隷労働と等しく、物の賃貸借に準じて取扱われたのであつて、ただ自由人が自ら自己の労働を賃貸する場合においては、契約の目的物は、人そのものにあらず、労働そのものとされ、従つてそれは（雇傭）労働の賃貸借 *Locatio conductio operarum*

と称せられたが、然しかかる貸借の目的たりうるものは、奴隷労働の如きいわば、いやしむべき不自由労働に限られていたのである (Otto von Gierke, Die Wurzeln des Dienstvertrages; Deutsches Privatrecht, 右のギルケの前巻の論文を紹介する, 末川博氏, 「雇傭契約発展の史的考察」(民法に於ける特殊問題の研究, 2巻, 453頁以下), 平野義太郎氏, 「民法に於けるローマ思想とゲルマン思想」, 第1篇第3章第2節, 浅井清信氏, 「雇傭」, 第2節四, 法学理論篇 76, 22頁以下, 参照)。

右の様にローマ時代においては、自由労働は尊重されることなく(尚註(6)参照)。却ってそれは奴隷労働の位置に低下され、労働を以て権利の行使と認めず、むしろ一種の役務とみなして、労働を強制し、個人の自由を害したのである。

(5) この点は自由労働者の場合と対照する場合、極めて意義深い(第4部一拙稿, 高知大学教育学部研究報告, 第6号参照)。

(6) ギルシャにおいては、自由人も労働するためには一度奴隷たる身分に身を貶すべきものとされたのであって、これは、アリストテレスが、「所得を得るために労働に服するということは自由人に取り不名誉なことである。貸銀労働は吾人の精神に束縛を加へ、これを墮落せしむるものである」と喝破した言葉(「」の部分)は孫田秀春氏、「労働法の基礎理念と基本権」, 40, 43頁による)が示す様に、労働は奴隷のなすべきこととしては真人間のなすべきことにあらず、とする労働卑下の思想が然らしめたるものであるが、同様のことは、ローマにおいてもまた、「貸銀労働は下賤なものである、労働は要するに奴役に対する報酬たるものに過ぎない」といったキケロの有名な言葉により看取される。尚またアリストパネスが比喩的にいみじくも、アテーナイの社会は粉と糠と糲より成るといった場合の、その粉とは真のアテーナイ市民、糲とは「在留外人」(metoikoi), 而して糲はほかならず、この自由を欠きたる奴隷の謂いなることは、この辺の事態を雄弁に物語るものであろう。

(7) ローマ法において、自由(libertas)と市民権(civitas)と家(familia)の三つの観点よりする各人の占有する地位(status)を決定する場合、左の如くなる。自由の観点よりするとき、奴隷は「人」たる地位を否定されて、「物」——手中物、有体物の代表的なるものとされ、市民権の観点においては、外人が「人」たる地位を否定され、而して家の観点よりは、家長—自権者(sui iuris)のみが「人」とされて、家長の権力に服する者即ち家族員は「人」にあらずとされる。即ちローマにおいては、凡ての人間が「人」とはされず、ローマ自由人の家長のみが「人」とされたのである。

### 三

「奴隷所有」——それは既にいった様に、古代奴隷制社会の基礎範疇を成す。奴隷労働は古代社会の生産的基礎を成すものであって、その歴史的社会的存在形態に即して——奴隷所有の規定性——始めて、奴隷制社会なる社会構成と。その対照としての後行する二つの社会構成・封建制社会及び近代資本主義との構造上の比較(質的規定)がなされる。我々が第3・4部において論じたる近代資本主義的生産様式——所有関係の支配する生産過程=従属労働の法律的構成の理解にあたり、奴隷労働の社会的性格は極めて意味深き歴史的過程たるの位置を占むるものなることを就中注目せねばならぬ。よりに前述の奴隷=直接生産者の社会的法律的地位を考慮しながら、その〔労働力〕社会的存在性格を検討し、また、そこから奴隷生産——奴隷制社会の歴史的的存在条件=構造原理の一端をも眺めたく思う。

奴隷=直接生産者=労働者=生命活動体全体の物的存在という事実——「奴隷所有」なる範疇——は、実は当時の社会及び歴史的関係の一つの連関性を示唆するに足るのである。即ち、直接生産者=労働人間〔人格〕が一箇の商品として市場に現われるという単なる事実が、要約すれば次の諸点を示すものである。

- (1) 労働者が人身的に非自由なること(且つその非自由は決して経済的に規定されたるものにあらず、法的決定である)。
- (2) 労働者=人格そのものが一箇の生産手段を形成すること(生産手段たる地位より労働力が社会的に解放されおらざること)並びに直接労働することなき者=生産手段所有者=奴隷所有者の手中に本来の物的生産手段と人格的生産手段(生産の主観的要因と客観的要因)の両者が併有されること。
- (3) 労働の生産性が未だ十分に高度化しおらざること、即ち剰余労働を行うべき可能性の存在せざること。

(4) 商品経済が一般化せざること、即ち売るための商品形態において剰余労働を造出する目的にて労働力＝奴隷の購売が行われおらざること(四の註(3)参照)。

これである<sup>(1)</sup>。右の諸点において歴史的社会的連関性を知るという場合、このことは別言すれば、やはり、封建社会乃至近代資本主義との対比において、その区別の指標をなすものこそは、基本的には、直接生産者＝労働者＝奴隷労働力の歴史的社会的存在形態—〔奴隷制〕生産様式—なることを意味するものと解してよかろう。格別には、これら諸点には資本主義的生産における労働力の存在性格との対比が極めて明確に、むしろ直接的に示唆される(封建社会における直接生産者＝農奴のそれとの対照性は必ずしも純粋的にはあらず)ことに気付くであろう。よりにて続けて、これら命題に依拠して奴隷労働力の存在形態を検討してみよう。

奴隷＝直接生産者—つまり一箇の人間自体が「物」とみなされ、他の物的生産手段・労働諸条件と全く同様に他人の所有の対象とされる。してみれば、先ず、奴隷＝労働者が人身的に非自由なることはいふをまたぬであろう。蓋し而してこのことは左の様な規定にも基づく。奴隷が所有の対象としてあるという。奴隷＝直接生産者の存在形態＝規定は、実は奴隷所有者における人的物的生産手段の併存関係、逆にいえば、奴隷＝物なるが故に、直接生産者における、直接労働過程乃至再生産に必要な生活資料・生産手段と労働諸条件の法律上も且つ事実上も非所有関係を、を内包することはいふを要しまい。却って人間自体が所有者の生産活動のための労働諸条件の直接的形成者なのである。直接生産者＝労働力と生産手段・労働諸条件とは未分化のまま統一されて現われる。その故にこの場合、所有関係は同時に直接生産者＝労働者の直接の支配として〔尖鋭〕に現われる。奴隷の主人＝奴隷所有者に対する従属関係は、決して経済的關係にあらず、〔法的〕關係なのであり、貨幣＝交換＝〔契約〕により結合されたる關係にあらずして、法的に“人”と“物”との關係—直接的關係である。そこには経済的なる「独立性」が問題になる筈はない。直接の支配—従って労働過程を媒介する契機は「強制」Zwangである。直接的支配＝強制による支配 Gewaltsame Herrschaft というも、而してこの場合には、生産手段の主観的且つ客観的要因の一人の所有者における併存關係という形態における—労働力の基本的形態が奴隷＝物として法的に存在する社会的条件の下における—直接的支配という本質をもつものなるが故に、生産手段たる地位より社会的解放をうけ、(即ち歴史的に一定の人格者である、)しかも生活資料・生産手段の事実上の「保有者」＝所有者として現われる。農奴のうけとるところの、領主制的強制＝身分的支配—「政治的隷属關係」—とは歴史的形態を明らかに異にする<sup>(2)</sup>。人格の完全なる否定の契機における、正しく物的に「直接的なる奴隷制」<sup>(3)</sup>なのである。要せば、奴隷制生産における社会的再生産のための媒介の契機は、単なる身分的政治的なる強制ならず、法定決定に基づく物的強制といいうるのである<sup>(3)</sup>。封建的土地所有の支配下において、所有關係が直接的支配として現われる、という規定性において、直接生産者たる農奴は不自由(自由を欠きたる—その意味は次稿「封建制社会」が明らかにする)として現われるとなしうのに対し、奴隷は物的強制に対応して当然に、しかもそれは法的決定の下に非自由として現われるとなしうのである。……奴隷制経済時代の全社会構造のかくされたる根柢を我々はここに見る。原始共同体的規制より解放されたる人間は逆転して再び彼自身が人格的生产手段たる地位へ物的に閉鎖され、自由でなくなる。直接労働者＝労働力が凡て生産手段よりの完全なる遊離を遂げ、人身的自由—自由なる法上の人格＝自由労働者 Freie Arbeiter を基本的形態とする。従って従属關係が経済的關係に止まる。近代資本主義とは全く対照的であり、根本的差異を示す。

人間労働力が法的に直接的生産手段＝物として存在する場合、次には、—それが商品形態において剰余労働を発揮する可能性はありえない。蓋し、労働力所有者自体が物として他人に所有される以上、彼に属する労働力そのものの再生産は交換關係に入りこむことはもとよりない。

交換関係に入るものは人格自体である。即ち余剰労働の領有〔＝把握と実現〕は奴隷所有者が自己の所有物（＝家畜）に対して直接にこれをなす形態をとる。資本主義の形態——資本家の場合の如く、〔商品〕交換の法則によりて媒介されることなく、物的に、強制による支配がその基礎をなすのである。よりにて奴隷所有者＝生産手段所有者が奴隷＝直接生産者の余剰労働の純粋に直接の（抽象の規定性としての直接性）領有者として現われ、直接生産者の自律〔所有の自由と私的労働の自由〕は全くそこに存在しない（註(1)の資本論の言、及び拙稿第3部参照）、このことは明らかに、基本的に労働力は労働者＝奴隷自身にとりて彼に属する一商品の形態〔賃労働〕をうけとることなきを表示するものである。古代生産をば資本主義より絶縁する決定的契機は蓋しここに存するといわねばならぬ<sup>(4)(5)</sup>。

(1) ローザ、前掲書、第5章、前掲訳、318頁（用語は訳文通り）は、「労働力が商品として市場に現はれるという単なる事実」が四つの諸点——即ち「自由な」労働者の資本主義的存在条件——を示すとしているが、本文の諸点はローザの指摘するこの四条件のいわば裏返しにほかならない。尚、労働力が商品として市場に現われるための条件については、「資本論」、第1巻第4章第3節、長谷部文雄氏訳、第1巻第2分冊、46頁以下参照。（第3部において既に述べた。）

(2)(3)<sup>1</sup> Theorien über den Mehrwert, III, 4, s. 451. (hrsg. v. Kautsky) 参照。

「古代の奴隷も、中世における徭役制度や農奴制度も、いずれも既に或る程度に発達した生産性に立脚している。即ち人間労働の能力が一人の人間以上を養い得るということがその基礎となっている。またこの両者は、社会の一階級がこの労働の生産性を利用して、他の階級から養はれていたという点では同じであって、ただその形態を異にしているだけである。この意味において古代の奴隷も、中世の農奴も、等しく現今の賃銀労働者の直接の先駆である。しかしながら古代においても、中世においても、そういう生産があったにも拘らず、また搾取されていたにも拘らず、労働力が商品にはならなかった。」（ローザ、前掲書、第5章、前掲訳、315頁、傍点は宇田、用語は訳文通り。）

(3)<sup>2</sup> 両者の搾取の形態の相異は本文に述べたる通りであり、カウッキも前註書に示すが、要するに、農奴の場合は経済外的強制——政治的身分的支配——（次稿「封建制社会」にて詳述する）が媒介契機を成すのに対し、奴隷の場合は法的決定に基づく、「人と物との関係」——物的所有関係の支配する意図において物的強制の媒介するもの、つまり文字通り「直接的なる奴隷制」なのである。

(4) 「資本は、生産手段および生活手段の所有者が自分の労働力の販売者としての自由労働者を市場で見出す場合のみ発生するのであり、そしてこの一歴史的條件は一の世界史を包括する。だから資本は、そもその最初から、社会的生産過程の一時代の到来を告知する。」これに註して、「だから、資本主義時代を性格づけるものは、労働力は労働者自身にとって彼に属する一商品の形態を受けとり、従って彼の労働は賃労働の形態を受けとる、ということである。他方では、この瞬間から初めて、諸労働生産物の商品形態が一般化される。」（資本論、註(1)と同所、前掲訳、52頁、用語及び傍点は訳文通り。）

(5) 右の様な意味において、井上氏が前掲書、40頁において主張されるのは正当であろう。

#### 四

奴隷所有の規定を通じて論定されるところのもの——その歴史的社会的連関性——は凡そ前段の様を示される。然し尚我々は煩いをいとわず、左のことを強調し附言せねばならぬ。翻える様ではあるが、そも、自由主義、個人主義の法律原理の支配する近代資本主義社会においては、我々は労働力も商品として取扱われ、一定の価値を有することを教えられている。単純なる商品生産及び単純なる商品交換〔＝貨幣流通〕という発展段階は歴史上の諸々なる経済的社会構成にいわば共通するが、諸労働生産物のみならず、労働主体——生産の主体者たる労働者＝労働力と労働諸条件との関係が一切切断れて、労働力そのものもまた一般的に商品に転化する（賃労働の形態）、その様な段階の商品〔交換〕＝貨幣経済（商品形態の一般化）として規定されるところに、歴史的段階としての資本主義の基本的特徴が存するのである<sup>(1)</sup>。然るところ、労働力が商品として市場に現われるがためには、人間が生産手段と与えられる場合に労働しうるというのみにては充分にあらず、その人間が単に自己のみの生計を維持しうるとのみならずして、その労働力の買主のためにも労働しうること、換言すれば、労働力の価格＝賃銀を補償しうる以上に尚剰余労働をば買主に供給しえなければならぬ。然るに、この剰余労働なるものは、社会的労働の生産性

の別個の現象として、それが一定の高さに到達することによりて可能となる。即ち、労働者の剰余労働の供給能力は数千年に亘る人類社会の苦しみ経験により遂行されたとの、人間の道具、熟練、知識、自然に対する充分なる程度の支配により、換言すれば長き人類発展史の成果としての労働生産性により、賦与されたものとしては、それは人間の、または労働者の自然より賦与された生理的特性ならずして、社会的現象なのである<sup>(2)</sup>。さすればかかる意味において、奴隷労働は、古代における生産力——労働の生産性の未発展段階の状況下において、その存在理由をもちえ、またそれは剰余労働を供給しえず、従ってその故にこそ奴隷〔人格〕=物として存在しえたのである。労働力なる商品の存在が人間の完全なる人身的自由に基づく任意的なる私的取引の可能性を前提とする以上、労働力が生産手段より引離されおらざるのみか、却ってそれそのものが一箇の生産手段を成して、私有財産としてその主人=奴隷所有者に属する奴隷労働力が決して商品たりえざるや、自明の理である<sup>(3)</sup>。労働力=直接生産者が生産手段より引き離されおることは、人身的自由と相俟って、近代資本主義社会において労働力を商品たらしむるものであることが、あくまで忘れられてはならぬ<sup>(4)</sup>。

これを要するに、奴隷生産における所有関係は、直接生産者=労働者が奴隷所有者における人的、物的生産手段の併有関係として存在するという形態において、直接生産者=奴隷=労働力の直接的支配——しかも、それは人格者に対する身分的政治的支配隷属の規定性によるにあらず、法的決定に基づく物的従属関係(「人」と「物」との関係)として現われる。直接労働過程のみか、労働力の社会的再生産も物的形式——交換を媒介とすることなき以上に、法的決定による物的強制をば媒介の契機とする。正しく奴隷労働力は彼に属する商品の形態をとりえず、奴隷〔人格〕は非自由として現われねばならぬ。即ち所有関係は不払労働——搾取関係——階級関係として現象し、且つその条件を成すのである。かくて左の規定を導き出される：奴隷=直接生産者=労働力と生産手段の結合は、交換=契約〔価値法則〕を媒介とすることなく、一つに係って奴隷所有者——直接労働することなき生産手段所有者の任意=物に対する恣意〔物=家畜に対する恣意=暴力——法的に、物的強制〕に依存する。これ即ち、奴隷所有制をば歴史的に基本的に特徴づける生産様式にほかならぬ。

奴隷という人間労働力の社会的存在性格は右のところに把握されるが、労働主体のかかる社会的存在諸条件——剰余労働の收取支配の仕方、労働力そのものの社会的再生産のかかる仕方が、奴隷制生産に適応的な奴隷所有をば成立せしむる条件なのであり、かかる奴隷所有の規定——奴隷労働をば基底として、古代奴隷制社会は自己の経済的実現を反覆したる次第である<sup>(5)</sup>。——以上において知りえたる奴隷労働の社会的性格従って奴隷所有制生産様式——その歴史的社会的連関性——は、封建的乃至資本主義的所有関係における労働力の社会的存在性格の理解につき、尠からざる歴史的意義を我々に教えるものがあることを終りに附言しておきたい。

(1) 「資本論」三の註(1)と同所、前掲訳、51—52頁参照。

(2) ローザ、前掲書、第5章、前掲訳、312—313頁参照。

(3) 労働力所有者と生産手段所有者とがともに独立の自由なる人として、売手及び買手として相対立する、また、労働の生産性の高度の進歩、とという社会的条件が必ずしも賃労働即ち労働力の売却という社会関係を誘致するわけのものでない、ことはローザが立証するところであるが、ローザの指摘する古代ローマにおける、その例につき、ローザ、前掲書、第5章、前掲訳、316—317頁参照。

(4) マルクスは「資本論」第1巻第4章「貨幣の資本への転化」において左の様に説明している。「貨幣の資本への転化のためには、貨幣所有者は自由な労働者を商品市場で見出さねばならぬのであって、ここに自由とは、彼は自由な人格として自分の労働力を自分の商品として処分するといふ、また他方では、彼は売るべき他の商品を有せず、自分の労働力の実現に必要な一切の物象〔生産手段・労働諸条件——宇田〕から引離されている。すなはち自由である。という、二重の意味である。」(前掲訳、第1巻第2分冊、50—51頁、傍○印は宇田、傍点及び用語は訳文通り。)

(5) 我々の主目的に属せざるが、尚ここに結論的に左のことを附言しておきたい。これまで述べたところよりして、マルカルト Marquardt を始め、ウェーバー M. Weber, モムゼン Mommsen, マイヤー Meyer 等の古代資本主義存在論を批判して、古代生産につき資本主義を語り、その存否を探ねることの誤謬且つ無意味なることを主張される井上氏の見解(同氏、前掲書、第1篇第2章二参照)に我々も賛同する。蓋しその理由は既述したが、要は資本主義概念は「資本」という歴史的範疇をその最大の特質となす(G-W-G')の方式にて表示される経済行程の存在)ものであり、しかも資本の存在条件は前註(4)の示す通りである、ことにつきて、尚、「資本論」第2巻第1章、前掲訳、第2巻第1分冊、64頁以下及び W. Sombart, Der moderne Kapitalismus, Bd. I. S. 320. 参照。

## 五

古代ローマ社会は自由人のみを以て構成され、奴隷は法上の人格も自由市民たるの資格もともに剝奪されて、社会構成体の外的関係にある一箇の物体にすぎざること既述の如し。奴隷生産の社会たりしローマにおいては、従って、未だ市民社会は全体社会の一部分であり、それは市民社会による非市民社会的な生産関係、別言すれば、市民社会は単純商品交換社会たるに止まり、従って市民社会は全体社会の生産関係を担当しえず、全体社会は非市民社会的生産=奴隷階級による生産により支えられたる一つの歴史的社会的関係なることを知る。このように、ローマ市民社会は全体社会の生産関係を非市民社会的生産関係(奴隷所有生産関係)に委ねたる結果、全体社会は非市民社会的なるものであり、市民社会は流通部面の一隅を占むる部分社会たるに止まる。然るにローマにおいて、商品交換社会としての市民社会は、自給自足的な家内奴隷による生産を、後に商品生産のための奴隷による大量生産をしてとって代わらしめることにより、奴隷生産をば市民社会的に再編成なし、ローマの極盛時代に至り、全体社会の市民社会化をある程度実現せしむる程の大発展を示した<sup>(1)</sup>。さりながら、かくして奴隷生産がその市民社会によりローマ市民社会國家の生産関係を掌中に収める過程の進行とともに、奴隷生産は重大なる行詰りに直面するに至るのである。奴隷制度の崩壊過程をここに考察する意図は勿論ないが、ただ次稿への足掛りとなす意味合において、その大筋をば左にまとめよう。

思うに奴隷労働の最大限の収奪を基礎とする奴隷所有者的生産様式においては、奴隷は一つの物の状態におかれおるため、一面、奴隷に対し生産技術の発達を期待するの無理なるは言をまたず、他面、奴隷労働が生産要具を排除するものとして作用するが故に、奴隷所有者にして増大し行くその慾望充足のためには、より一層の奴隷虐使か、奴隷数量の増大により、生産拡大を図るはかなかるべく、かくて彼は生産における組織的機能を全く放棄し、その努力は必然的に生産要具の改良または労働生産性の向上の方向にあらず、むしろ直接的に奴隷労働そのものの獲得とその一層酷烈なる収奪とに志向されたのである。(よりて奴隷所有生産様式は大量の奴隷獲得のための世界征服戦争に向ってローマを駆り立てる槓杆をなした、——「戦争は、ローマ人にとって一つの産業であった<sup>(2)</sup>」)。然るに奴隷の酷使による奴隷の減耗、外地征服の限界は奴隷供給源の涸渇を来し、これはまた奴隷価格の騰貴となりて現われる。かてて加えて貨幣の欠乏は奴隷価格を一層吊り上げた。奴隷労働の漸次的衰微、これを基礎とした大農業経営の行詰り、従ってその上に立つ商業の下火はここに必至となる。

他方、商業の発達の影響は看過しえない。多数奴隷所有者の大規模生産と、氏族制の崩壊により独立したる多数の家父長的家族(後には一夫一婦制の家族)の小規模なる個別的生産とは互に矛盾し、前者の多量低廉なる労働力その他の条件を以てする後者の圧迫は必然的に後者の零落を招来する。かくて没落し行く小土地所有者及び無産者大衆——自由な農民と手工業者——の、商業資本とともに発展する高利貸資本への緊縛による債務奴隷化が現象するが、ひとり無産大衆のみならず、益々増大する奴隷所有の大規模化と商業発展の招来する資金需要の増大はまた奴隷所有者の高利貸資本の支配下への諷刺投入をもたらすのである。よりてここに左の様な収取関係が形成される。高利貸資本は奴隷所有者を自己に撃倚せしめ、奴隷所有者は前者よりの収奪を奴隷に転嫁する。奴隷は益々労働を最大限に強化されるが、それと同一の方法において耕作農民と手工業者もまた最大限に収奪される。畢竟、それ自ら生産行程に接触することなく、商業資本としてのみ投資される貨幣・高利貸資本自身は本質的に寄生的存在にすぎざるが故に、その発展自体何等生産様式そのものを変化しめせる力をもちえず、私有財産制の確立、高利貸資本の出現を見ると雖も、依然生産力は尚低位にありたることは否みえない。

基本的には需要の増大に対応することなき労働生産性の故に、奴隷所有制機構の中にやがて根本的矛盾は露

呈され来り、そのことは生産力の発展を阻害する原因を成す。奴隷制社会の基本的矛盾は奴隷所有者と奴隷の間の矛盾であり、そこより奴隷所有者と小生産者との間の矛盾が派生する。奴隷労働の飽くことなき Ausbeutung を通じての小生産者の圧迫と租税その他の負担の加重とによる一般人民の窮乏は、遂に奴隷労働の生産物のための市場を狭隘ならしめるまでに増大したのであって、よりて以て奴隷制は既に「引合わ」なくなり、奴隷は最早社会的生産の基本的形態たる地位を喪失するに至るのである<sup>(3)</sup>。隆盛を極めたるローマの古代経済はかようにして衰微し、ローマはその起源の昔に帰えり、ひたすら中世への道を辿るに至る次第である<sup>(4)</sup>。

まことにローマ全体社会の市民社会化の完成の域に接近したる極盛時代——ローマ市民社会によるローマの非市民社会的な生産関係の破壊、生産関係の市民社会化を実現したる時代は、皮肉にも同時に、奴隷生産の故に市民社会による全体社会の生産関係を担当することの無能力の暴露と急激なるローマ市民社会国家と文化の没落の序曲を示す時代でもありたることを意味する。今や個人は自由よりは却って身の安全をば希求して、権門勢家または団体の下に従属し行く。奴隷はその地位を向上されてコロナス (colonatus, colonus, kolone) (農奴) に、自由民並びに小生産者—「人」は債務のためにその地位を貶されて奴隷に、後には農奴となる (四世紀末)、——自由民、小生産者の隷属農民へのかかる転化は即ち人の土地への緊縛を意味するものとしては、その中に既に中世封建制への萌芽を示現せしむるものである<sup>(5)</sup>。全体社会の生産は奴隷生産より農奴生産に転化する過程がかくて開始され、その一応の完成とともに新らしき封建社会の時代の到来となる、——が、この封建制完成の要因は既にローマ的生産様式の内部にも、また移住し来れるゲルマン人のマルク共同体や軍隊の中にも存在していたといわれる<sup>(6)</sup>。

ともあれ、奴隷制は農業と工業の社会的分業を確立し、よりて以て古代ギリシャ、ローマ帝国の繁栄を可能ならしめたものとしては、それは近代ヨーロッパ文明の基礎ともなしうる。奴隷所有経済の段階は、原始共同社会の段階を経たところにおいては、何処においても経過したところの世界的段階であり、而してまた、奴隷を経済的基礎となしたところの社会が、農奴を生産力の基盤とする封建社会に移行したことも一般的現象なのである。奴隷経済社会もまた経済発展の途上における必要なる一段階であったが、然し今やそれは既に中世的封建社会に席を譲るべき必然的条件をばそれ自体の体内に醸成しつつありたる次第である。

(1) 奴隷生産のかくの如き市民社会化こそ、奴隷の「物」化を法的に完成する。而してローマ法の実体は、かようなローマの経済的社会的隆昌期において、その発展段階に適応するものとして育成され、成型したるものである。

(2) 山川氏、前掲書の言、第2章第4節、前掲全集、86頁。

(3) エンゲルス、前掲書、第8章、前掲訳、183—184頁参照。ウェーバー、前掲書、第2章第2節四、前掲訳上巻、264頁参照。

(4) ローマ滅亡の要因は畢竟するに、奴隷をして主要なる生産力を担当せしめたることにつきてあろう。蓋し、——[—]の末尾辺をも併せ思え——奴隷制成立の第一の基礎は前稿(第8部)に述べたる如く、人間労働の生産力が直接労働者自身の生活維持に必要な程度を越えて、余剰を造出したことに存するが、その余剰労働の把握の基礎を成すものが直接の強制なることも奴隷制の不可欠の基礎なのであって、このことはまた、当時の生産力の低位、技術の単純性が労働力—労働者に対する監督を有効ならしめ、強制労働—非自発的労働をして自発的労働と同一効果をあげしめたことと結合するものであった。然るに、奴隷供給の豊富なる間は経済発展をもたらしたが、漸次的なる奴隷供給の閉塞と奴隷労働力の低下は、奴隷が結局物にあらず、人間なるに拘わらず、これを物視したることの矛盾と相俟って、奴隷制そのものを崩壊せしめたものといいうるのである。

(5) ここに農奴というは奴隷にあらず、法的人格を認められ、その意味においては自由なる農民なるも、土地に緊縛されて、結婚の自由もなく、従って不自由民として現われ、コロネといわれる。『中世紀農奴の先駆者であった』(エンゲルス、前掲書、第8章、前掲訳、183頁以下参照)。

(6) このマルク組合に関する点につき、エンゲルス、前掲書、第8章、前掲訳、192頁、ローザ、前掲書、第3章、前掲、243頁以下参照。

#### 本稿主要参照文献

エンゲルス。『家族、私有財産、国家の起源』。水野不二夫訳。

ローザ・クレンツブルグ、「経済学入門」、佐野文夫氏訳、岩波文庫版。

Theorien über den Mehrwert, III. (hrsg. v. Kautsky)。

マルクス、「資本論」、第1巻及び第2巻、長谷部文雄氏訳、第1巻第2分冊、第2巻第1分冊。

山川均氏、「資本主義以前経済史」、経済学全集第32巻、所収。

マックス・ウェーバー。「一般社会経済史要論」、M. Weber; Abriss der unversalen Sozial-und

Wirtschaftsgeschichte.) 黒正巖, 青山秀夫氏訳.

井上智男氏, 「ローマ経済史研究」.

ハインドマン, 「階級斗争の史的発展」, 山川菊栄氏訳.

アルベール・トマ, 「労力史講話」, 協働会訳.

石浜知行氏, 『労働の歴史』, 同, 「資本主義成立史」

「アテナイ人の国家」, 原随関氏訳, 岩波文庫版.

末川博氏, 「雇傭契約発展の史的考察」(民法に於ける特殊問題の研究, 2巻).

平野義太郎氏, 「民法に於けるローマ思想とゲルマン思想」.

浅井清信氏, 「雇傭」, 法学理論篇76.

孫田秀春氏, 『労働法の基礎理念と基本権』, 東洋経済講座叢書, 第12輯.

山中康雄氏, 「共同所有論」, 法学理論篇66.

マルクス, 「経済学批判序論」, 猪俣津南雄氏訳, 社会思想全集第6巻, 平凡社版.

橋本文雄氏, 「市民法と社会法」.

W. Sombart; Der moderne Kapitalismus.

石川三四郎氏, 「改訂増補・西洋社会運動史」.

拙稿, 「従属労働の内容と法的構成」. 高知大学学術研究報告, 第3巻第45号, 同教育学部研究報告, 第6号.  
(昭和32年6月20日受理)